

第1 審査会の結論

- 1 広島県教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において不開示とした部分のうち、「要望書・署名」中の特定の個人が識別され得る記載部分(団体の代表者の氏名で公にされているものを除く。)を除き、開示すべきである。
- 2 実施機関が不存在を理由として行った行政文書不開示決定のうち、広島県立広島中学校・広島高等学校教科書選定会議(以下「選定会議」という。)の議事録の不開示については妥当であるが、選定会議及び広島県教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の委員選定過程については、委員選考に至るまでの意思決定等に係る文書を広く開示請求の対象となる行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月9日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、次の文書の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

(1) 広島県立広島中・高等学校の教科書採択にかかわる文書のうち、

ア 中学校歴史教科書に関する採択関連の全文書

(ア) 選定委員会の委員の意見

(イ) 選定基準項目の設定経過に関する資料

(ウ) 選定委員の選定経過に関する資料

イ 教科書採択にかかわる教育委員会議の全議事録

ウ 教科書選定委員会の全議事録

エ 県教委に寄せられた賛成・反対等全ての投書・FAX・メールのコピー。また、統計にまとめたものがあればそれも。

オ 教科書採択に対して寄せられた全要望書などの部外からの提出文書

カ 採択権行使にかかわる根拠となる条例・規則のコピー

(2) 次回の採択予定に関する資料

2 部分開示及び不開示(不存在)の決定

実施機関は、教科用図書の採択にかかわる次の文書を本件請求の対象となる行政文書とした。

- (1) 選定会議報告書（以下「本件対象文書A」という。）
- (2) 選定審議会議事録（第1回及び第3回。以下「本件対象文書B」という。）
- (3) 選定審議会配付資料（第1回及び第3回。以下「本件対象文書C」という。）
- (4) 広島県教育委員会会議録（7月及び8月。以下「本件対象文書D」という。）
- (5) 要望書・署名（以下「本件対象文書E」という。）
- (6) 選定会議議事録（第1回から第3回まで。以下「本件対象文書F」という。）
- (7) 選定会議委員選定過程（以下「本件対象文書G」という。）
- (8) 選定審議会委員選定過程（以下「本件対象文書H」という。）

実施機関は、本件対象文書Aないし本件対象文書Eについては条例第10条第5号（審議・検討等情報。以下「第5号」という。）及び条例第10条第6号（行政執行情報。以下「第6号」という。）に該当する情報が含まれることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件対象文書Fないし本件対象文書Hについては不存在を理由として行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成15年10月8日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月8日、本件処分及び本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分及び本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分 について

ア 教科書の具体的評価にかかわる部分について

(ア) 実施機関の主張がもし通るとするならば，県民や保護者，児童生徒は教科書採択の結果のみを知らされることになり，意思決定過程に関する十分な説明を受けたとは言えない。これは，条例の「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めるとともに，県民の県政に対する理解と信頼を深め，県政への参加を促進し，もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進する」とした目的に反することは明白である。これまで，実施機関は，是正指導以来，「公開」と「説明責任」を二つの柱として教育改革を推進し，県民の信頼回復に努めてきたが，これらにも真正面から背馳する決定であることは明白である。また，実施機関は，「住民の間に無用の議論」を呼ぶと主張しているが，議論そのものを封殺するかのとき説明に承服することはできない。

(イ) 実施機関は，「今後，採択権者以外の者によって，特定教科用図書の採択の可否が主張されたり，特定の教科用図書の不採択運動に利用されたりすると，公正・中立な採択決定に影響を与える」と主張するが，「特定教科書の採択の可否の主張」や「特定教科書の不採択運動」は，報道などを見ても情報開示とは関係なく生じており，むしろ客観的な意思決定過程の情報を公開することは，かかる不適切な運動に左右されることなく公正・客観的な採択がなされたことに対する県民の信頼を保障することになる。

(ウ) 実施機関は，「教科用図書について当委員会がした絶対的評価として流通する可能性が高い」と主張するが，採択された教科書が公表されていること自体，既にそのことが「先進的役割」を目指す中高一貫校が採択した教科書であるという「評価」となることは否定できない。しかしながら，採択に係る具体的な評価・研究・分析の内容が不明確であれば，「結果」のみが一人歩きをして，「絶対的」な影響を及ぼすことになりかねない。

イ 会議における発言者の氏名について

実施機関は，発言者氏名が公になった場合の支障を主張しているが，委員長の名前は開示されていることから，十分に非開示の理由を説明しているとは言えない。また，教育委員はその権限と責任に任じていることから，様々な意見や批判を受けることは当然のことであり，人

格識見ともに兼ね備えた教育委員が、それらに屈することを前提とする説明には疑問を抱かざるを得ない。

ウ 要望書・署名について

具体的にどのような内容の意見が寄せられたのかをつぶさに知りたかった。ほぼ開示されたと思うが、一部署名用紙の団体名まで不開示にされており、正確にはどうなっているのか知りたい。

また、様式中の「私の一言」欄の内容については、是非開示してほしい。

(2) 本件処分 について

実施機関は、本件対象文書Fが不存在であるとするが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条に定められる選定審議会について実質的な審議が行われず、選定会議が作成した選定理由書の追認のみを行っていることは、法律の趣旨に照らして極めて不適切であり、実質的に選定審議会が行うべき業務内容を行っている選定会議に関する議事録の不存在は、法律の趣旨に照らして不適切であると思わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分 及び本件処分 を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件処分 について

(1) 本件対象文書Aないし本件対象文書D中不開示とした部分について

ア 第5号該当性

本件対象文書Aないし本件対象文書Dが、第5号の「県の機関...の内部又は相互間における審議，検討...に関する情報」に該当することは明らかである。

また、本件対象文書Aないし本件対象文書D中不開示とした部分については、これを公にすることにより、次のような重大な支障が生ずるおそれがあり、これが第5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及

ばすおそれがあるもの」に該当することも明らかである。

本件において不開示にした教科用図書名，教科用図書発行者名及び当該教科用図書の評価に関する記載は，あくまで広島県立広島中学校（以下「広島中学校」という。）及び広島県立広島高等学校（以下「広島高等学校」という。以下これらを「広島中・高等学校」と総称する。）の独自の教育方針，教育目標，さらに教育課程に照らして最も適切なものを採択するとの観点から説明がなされたものであり，それぞれの教科用図書についての絶対的評価をしたものではない。これらの評価情報が公となった場合，広島県内の公立中学校や県立学校で実際に使用されている教科用図書の優劣等について様々な憶測や誤解を生じ，その使用について生徒や保護者に不安を抱かせるなど，学校現場や住民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

さらに，教科用図書採択の在り方そのものについても住民の間に無用の議論を呼び，ひいては不安・動揺を生じさせるおそれがある。

本件対象文書D中不開示にした発言者の氏名が公となった場合，特定の発言者が，その意見に賛同しない団体や個人からの圧力や干渉等の影響を受けることによって，広島県教育委員会会議（以下「教育委員会会議」という。）での率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

イ 第6号該当性

本件対象文書Aないし本件対象文書Dに記載の，広島中・高等学校において使用する教科用図書の採択に関する事項が，第6号の「県の機関...が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

また，本件対象文書Aないし本件対象文書D中不開示とした前記評価情報については，これが公となった場合，それを根拠として，今後，採択権者以外の者によって，特定の教科用図書の採択の可否が主張されたり，特定の教科用図書の不採択運動に利用されたりすると，公正・中立な採択決定に影響を与えるなど，教科用図書の採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，これが第6号の「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することもまた明らかである。

ウ 条例第10条第3号該当性（追加理由）

本件対象文書Aないし本件対象文書D中不開示とした前記評価情報

については、これが公となった場合、これら教科用図書について実施機関がした絶対的評価として流通する可能性が高いことや、教科用図書発行者の編集能力や執筆者の執筆能力等を実施機関が評価し、順位付けしたのものとしてとらえられるおそれのみならず、これらの者への誹謗中傷などを行う目的で使用されるおそれがあることから、将来に向かって、特定の教科用図書発行者の企業活動や社会的信用に大きな不利益をもたらすおそれが高い。

そうすると、こうした評価情報を公にした場合には、教科用図書発行者である法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があり、条例第10条第3号（事業活動情報。以下「第3号」という。）にも該当するということができる。

(2) 本件対象文書E中不開示とした部分について

本件対象文書Eに記載の個人の住所、氏名及び印等並びに団体の所在地、名称及び印等が、条例第10条第2号（個人情報。以下「第2号」という。）の「個人に関する情報...であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」及び第3号の「法人その他の団体...に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に、それぞれ該当することは明らかである。（追加理由）

開示請求の際、異議申立人に意向を確認したところ、投書、FAX、メール等の種類及びその数で、県内・県外別の開示を求めるといったことだった。このことから、署名用紙等の署名部分は、開示請求の対象外と判断し、署名用紙の記入部分を白抜きとして、様式を示した。

2 本件処分 について

- (1) 選定会議は、その会議の性格から、検討等の内容の詳細について公表することを、もとより前提としておらず、また、議事録の作成も義務付けられたものではなかったことから、議事録のたぐいを作成していない。
- (2) 選定会議及び選定審議会の委員選定過程については、いずれもその旨の文書が作成されていない。

第5 審査会の判断

1 広島中・高等学校において使用する教科用図書の採択について

本件請求の対象は、平成16年度開校予定（当時）の広島中・高等学校

において使用する教科用図書の採択に関する文書である。

広島中・高等学校において使用する教科用図書の採択は、次のとおり行われた。

- (1) 平成15年4月4日、選定審議会の第1回会議において、平成16年度に使用する教科用図書に係る採択の基本方針等について審議された。
- (2) 平成15年5月29日、実施機関は、広島中・高等学校の教職員らからなる選定会議を設置した。
- (3) 平成15年7月11日、教育委員会会議で、広島中・高等学校の教科用図書の採択に関する進捗状況について報告がなされた。
- (4) 平成15年7月29日、実施機関は、第3回選定審議会において、広島中学校の教科用図書の採択について、意見を聴いた。
- (5) 平成15年8月7日、選定会議から、選定理由書が実施機関に提出された。
- (6) 平成15年8月8日、教育委員会会議で、採択に関する意見聴取がなされた。
- (7) 平成15年8月12日、実施機関は、所要の決裁を経て、広島中・高等学校において使用する教科用図書の採択を行った。

2 本件処分 について

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、県民の行政文書の開示を求める権利等を定めることにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めること等を目的としており（第1条）、実施機関は、条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする（第3条）とされている。

一方、条例第10条各号には、公にすることにより、個人や法人等の正当な権利利益を侵害し、行政の適正な執行を妨げ、ひいては県民全体の利益を損なうことのないよう、原則公開の例外として、限定的に不開示事項を定めている。

これは、公開を原則としつつも、例外的に不開示とせざるを得ない情報があることを定めたものであるが、この条項の運用については、上記のような条例の理念から、厳正に判断しなければならないことは言うまでもなく、不開示とする行政文書の範囲は必要最小限にとどめるよう慎重に判断する必要がある。

(2) 本件対象文書Aないし本件対象文書Dについて

- ア 本件対象文書Aは、平成15年8月7日付けで選定会議が実施機関に提出した「広島県立広島中学校・広島高等学校で使用する教科書の選定結果について(報告)」であり、不開示とされたのは、次の部分である。
- (ア) 広島中学校の「教科書の特色」中各種目ごとの「発行者名」欄及び「教科書の特色」欄
 - (イ) 広島高等学校の「教科書の特色」中教科・科目ごとの「発行者名・書名」欄及び「教科書の特色」欄
 - (ウ) 「具体的な視点・評価」中広島中学校及び広島高等学校の「教科書選定の資料」の教科用図書ごとの評価部分
- イ 本件対象文書Bは、平成15年4月4日に開催された第1回選定審議会及び同年7月29日に開催された第3回選定審議会の議事録であり、不開示とされたのは、第3回選定審議会の議事録中各教科用図書の記述内容や特徴等を説明した部分である。
- ウ 本件対象文書Cは、第1回選定審議会及び第3回選定審議会の会議資料であり、不開示とされたのは、第3回選定審議会の会議資料中「広島中学校の教科書選定の資料」の教科用図書ごとの評点部分である。
- エ 本件対象文書Dは、平成15年7月11日及び同年8月8日に開催された教育委員会会議の会議録のうち、広島中・高等学校で使用する教科用図書の選定に関する記述であり、不開示とされたのは、次の部分である。
- (ア) 発言者の名前、職名その他発言者が特定され得る部分(会議における役割上、誰が発言しているかが明らかな記載を除く。以下「発言者名」という。)
 - (イ) 7月11日の会議録中各教科用図書の記述内容を説明した部分
 - (ウ) 8月8日の会議録中各教科用図書の評価に関連して言及された教科用図書発行者名及びそれが推察される部分
- (3) 本件対象文書Aないし本件対象文書D中の不開示部分(本件対象文書D中の発言者名を除く。)についての判断
- 実施機関は、本件対象文書Aないし本件対象文書Dにおいて不開示とした部分のうち、本件対象文書D中の発言者名を除く部分を、「評価情報」として、不開示とした理由を一括して説明しているため、この部分

について検討する。

ア 第5号該当性について

まず、実施機関は、本件対象文書Aないし本件対象文書Dが第5号の「県の機関...の内部又は相互間における審議，検討...等に関する情報」に該当することは明らかであると主張している。

確かに、本件対象文書Bないし本件対象文書Dは、会議の議事録や会議資料であり、会議の審議過程を明らかにするものであるから、審議，検討等に関する情報であるということが出来るが、本件対象文書Aは、選定会議が審議・検討を行った「結果」を実施機関に報告しているものであり、このような報告書がそもそも「審議，検討等に関する情報」に該当するかどうかについては、疑義のあるところである。

しかしながら、選定会議の結果は、最終的な教科用図書の採択から見れば、一つの過程であると考えられることも不可能ではないため、ひとまず第5号の「審議，検討等に関する情報」であるとした上で、公にすることによる支障が第5号に該当すると認められるかどうかを検討する。

この点についての実施機関の主張は、不開示部分に記載された評価が広島中・高等学校の独自の観点から行ったものであり、絶対的な評価ではないにもかかわらず、それを公にすることにより、教科用図書の優劣等について憶測や誤解を招き、学校現場や住民の間に混乱を生じさせるおそれがあるなどというものである。

そもそも第5号において、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある場合に不開示とすることとされているのは、審議，検討等の段階の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、それが確定的な情報であるとの誤解や憶測を招き、県民への不当な影響が生じないようにするためである。

そうすると、本件請求時には広島中・高等学校の教科用図書の採択が終了していたにもかかわらず、「学校現場や住民の間に混乱を生じさせるおそれがある」ため第5号に該当すると主張するのであれば、評価情報が意思決定前の審議，検討段階における情報であったことと、そうした支障が生じることとの間の関連を明らかにする必要があるが、実施機関からはそのような説明はなされていない。

実施機関の主張する支障は、評価情報が審議の途中段階の未確定な情報であることに起因して生じるというのではなく、評価自体の性質が誤解されることによって生じるというものであり、会議録や会議資

料等に記載された情報であるとはいえ、そのような支障までも第5号該当性の問題として主張することは、上記の趣旨に照らし、適当でないと言わざるを得ない。

したがって、本件対象文書Aないし本件対象文書Dにおいて不開示とした部分（本件対象文書D中の発言者名を除く。）は、第5号に該当しないと判断する。

イ 第6号該当性について

次に、実施機関は、評価情報が公にされると、「それを根拠として、今後、採択権者以外の者によって、特定の教科用図書の採択の可否が主張されたり、特定の教科用図書の不採択運動に利用されたりすると、公正・中立な採択決定に影響を与えるなど、教科用図書の採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが（ある）」ため、第6号に該当すると主張する。

しかしながら、実施機関が不開示とした部分を開示することによって、教科用図書の公正・中立な採択決定に影響を与えることになるというのは、抽象的なおそれにすぎず、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

また、仮に開示された情報に基づいて何らかの見解が採択権者以外の者によって主張されることがあるとしても、それを支障であるとして不開示しないという考え方は、教科用図書の採択に関する県民の意見を封じることにつながりかねないのであって、教科用図書の採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。広島県教科用図書採択検討会議が平成13年1月26日付けで提言した「教科書採択の在り方について」においても、「児童生徒や教員はもちろんのこと、県民にとっても教科書や教科書採択に対する関心は高い」ため、「幅広い視野からの意見を取り入れる工夫をするとともに、教科書採択に係る情報について積極的に公開していくこと。」とされているところである。

したがって、本件対象文書Aないし本件対象文書Dにおいて不開示とした部分（本件対象文書D中の発言者名を除く。）は、第6号に該当しないと判断する。

ウ 第3号該当性について

実施機関は、本件処分を行った際の行政文書部分開示決定通知書では、評価情報を不開示とした理由として、第5号及び第6号該当性

を挙げているが、理由説明書において、第3号該当性を追加して主張している。本来審議の途中段階において、新たな不開示理由を追加することは好ましくないが、第3号該当性の主張については、異議申立人に意見書及び口頭意見陳述において反論の機会を与えており、本審査会がこれを含めて審議しても、異議申立人に実質的な不利益を与えとは言えないため、ここで検討することとする。

実施機関の第3号該当性についての主張は、評価情報が公にされれば、教科用図書について実施機関がした絶対的評価として流通する可能性が高いことなどから、教科用図書発行者や執筆者への誹謗中傷などを行う目的で使用され、特定の教科用図書発行者の企業活動や社会的信用に大きな不利益をもたらすおそれがあるというものである。

全国で行われている教科用図書の採択結果は、各都道府県のホームページ等で公開されているが、各学校や採択地区の独自の教育方針や実情等に照らして最も適したものが採択されるのであるから、採択結果が様々であることは言うまでもない。それにもかかわらず、広島県の一学校において使用する教科用図書の採択に係る評価が明らかにされることによって、特定の教科用図書発行者の企業活動や社会的信用に大きな不利益をもたらすというのは、憶測の域を出ない。

一方、採択されなかった教科用図書の発行者は、自社の教科用図書の評価が他者との比較において明らかにされることによって、採択されなかった理由を具体的に知り、分析することができる。「教科書採択の在り方に関する調査研究協力者会議」が平成2年3月6日付けで報告した「教科書採択の在り方について」においても、採択結果及び理由を公にすることは「教科用図書編集者にとって今後の教科用図書の編集に資するという意義」があるとされているところである。

したがって、本件対象文書Aないし本件対象文書Dにおいて不開示とした部分（本件対象文書D中の発言者名を除く。）は、第3号に該当せず、開示すべきものと判断する。

(4) 本件対象文書D中の発言者名についての判断

実施機関は、発言者名を公にすると、意見に賛同しない団体・個人から圧力・干渉等の影響を受けることによって、教育委員会会議での率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、第5号に該当すると主張している。

なるほど、会議の議事録に記載された発言者名や発言内容が後日公開されるということになれば、委員等が主観的に何らかの精神的負担を感

じることもあり得ることは否定できない。しかしながら、教育委員という職の重要性と職責を考えると、そのような状況の中でも率直に意見交換を行い、ふさわしい教科用図書を選定することが期待されているというべきであり、かつ、発言者名を公にすることにより、このような役割を果たすことが客観的に困難になるとは考え難い。

したがって、発言者名は第5号に該当せず、開示すべきものと判断する。

(5) 本件対象文書Eについての判断

本件対象文書Eは、広島中・高等学校の教科用図書採択に関して、個人や団体から実施機関に提出された要望書、署名のたぐいである。

実施機関は、本件処分を行った際の行政文書部分開示決定通知書では、本件対象文書E中の開示しない部分及びその理由を明記していなかったが、理由説明書において、本件対象文書Eに記載の個人の住所、氏名及び印等並びに団体の所在地、名称及び印等が、第2号の「個人に関する情報...であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」及び第3号の「法人その他の団体...に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に、それぞれ該当すると説明している。これらは不開示理由を追加するものであるが、(3)ウと同様に、実施機関の主張として認め、ここで検討することとする。

ところで、実施機関は、部分開示する場合、通常不開示部分を黒塗りにはしているが、本件対象文書Eについては、署名欄等を白抜きとし、要望書や署名用紙の様式の形で開示している。この点について、実施機関は、口頭意見陳述において、「異議申立人に開示請求の内容について確認したところ、投書、FAX、メール等の種類の開示を希望するということがあったので、署名用紙等の署名部分は開示請求の対象外であると判断したため、署名用紙の記入を白抜きとし、様式を示した。」と、上記の理由説明書とは矛盾する説明をしている。

一方、異議申立人は、口頭意見陳述において、「同じ内容が多数あるものに関しては、代表を一つでよく、同じものは何枚も要らないと伝え、また、署名者の住所や氏名については、署名者の個人情報であるので開示を求めなかったが、団体名や署名者が自由に記載した『私の一言』欄については開示してほしい。」と述べている。

実施機関は、開示請求時に異議申立人と口頭で請求内容についてやり取りを行い、それに基づいて開示請求の対象となる行政文書の範囲を画

したということであるが、開示請求書には「県教委に寄せられた賛成・反対等すべての投書・FAX・メールのコピー」及び「教科書採択に対して寄せられた全要望書など部外からの提出文書」と記載されており、かつ、異議申立人が団体名等を開示請求の対象としなかった旨を確認できる記録がない以上、当審査会としては、実施機関が白抜きとした部分も開示請求の対象であったと考えざるを得ない。

したがって、以下、白抜き部分を不開示としたものとみなして、それが第2号及び第3号に該当するかどうかを検討する。

ア 第2号該当性について

実施機関は、個人の住所、氏名及び印等について、第2号に該当すると主張する。

このうち、個人として要望や署名を行った者の住所、氏名等、特定の個人が識別され得る情報については、第2号本文に該当し、かつ、第2号ただし書各号に該当しないと認められるため、この部分を不開示としたことは妥当であると判断する。

一方、要望を行った団体の代表者の氏名については、特定の個人が識別され得る情報であるため、第2号本文には該当するが、当該代表者の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされている場合には、第2号ただし書イに該当するため、開示すべきであると判断する。

イ 第3号該当性について

実施機関は、要望書等の様式に印刷されていない団体の所在地、名称及び印を第3号に該当するとして不開示としている。

実施機関は、なぜこれらの部分を公にすることにより、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」のかを説明していないが、実施機関に要望書を提出した団体の団体名等が公にされることにより、当該団体の正当な利益が害されるとは通常考えられない。

したがって、これらの情報は、第3号に該当しないと判断する。

ウ 小括

以上により、本件対象文書Eで不開示とした部分は、特定の個人が識別され得る情報（団体の代表者の氏名で公にされているものを除く。）を除き、開示すべきである。

なお、本件対象文書Eに関しては、実施機関と異議申立人との間で、

開示請求の対象についての認識が異なっていたようであるが、開示請求を行う際には、開示請求者は行政文書がどのような内容であるかを承知していないのであるから、実施機関は、開示請求の範囲について疑義が生じないように、十分明確にした上で、開示可否の決定を行うことが求められる。

2 本件処分 について

(1) 本件対象文書Fの不存在についての判断

実施機関は、本件対象文書Fについて、「選定会議は、その会議の性格から、検討等の内容の詳細について公表することをもとより前提としておらず、また、議事録の作成も義務付けられたものではなかったことから、議事録を作成していない」ため、不存在であると主張している。

選定会議は、広島高等学校のみに係るものを含めて4回開催されているが、第2回を除き、最初に全体会を行い、その後各教科、種目ごとの部会に分かれて調査・検討が行われており、第2回については、部会のみで調査・検討が行われている。実施機関の説明によると、選定委員は、各自の分担にしたがって、それぞれ報告書の原稿を作成するための作業を行っており、各部会において報告書を作成していくことが選定会議の進行内容になっているため、その都度議論して議事録を作成しなくても支障なく会議を進めることができるということであった。

確かに、選定会議がそのような作業を行う過程という性質のものであれば、委員が議論を重ねることによって合議体としての意思形成を図っていく形式の会議とは異なり、必ずしも議事録を作成することに適さないことも考えられる。また、各委員が調査研究や情報交換等を行った内容は、その都度報告書の原稿に反映されるのであろうから、「議事録を作成しなくても、支障なく会議を進めることができる。」という実施機関の説明も理解できるところである。

したがって、本件対象文書Fが存在しないため開示することができないとした決定は妥当であると判断する。

なお、広島中・高等学校の教科用図書の選定過程において、選定会議は実質的に重要な役割を担っていると考えられるため、県民が選定会議の経過について何も知ることができないというのでは、実施機関の説明責任を果たすことができない。

このため、議事録は作成していなくても、選定会議での配付資料など、それに代わる何らかの文書が存在しているのであれば、開示請求時に開示請求者に教示するなどして、可能な限り開示請求者の便宜を図ること

が望ましい。また、今後本件と同様の教科用図書選定に係る会議が設けられた際には、選定会議の開催状況や報告書の作成過程が分かるような資料を作成し、積極的に県民に情報提供するなど、これまで以上に開かれた採択が推進されることを期待する。

(2) 本件対象文書G及び本件対象文書Hの不存在についての判断

実施機関は、選定会議及び選定審議会の委員選定過程については、本件請求を候補者の絞込みの過程に関する文書と考えてそのような文書は作成していないと説明している。

開示請求時に異議申立人との間でどのようなやり取りがあったかは明らかではないが、開示請求書には、「選定委員の選定経過に関する資料」と記載されていることから、候補者の絞込過程に関する文書のみならず、例えば、選定方針を定めた文書や、最終的に委員を決定した際の文書など、委員選考に至るまでの意思決定等に係る文書を広く開示請求の対象に含めるべきである。

したがって、実施機関は、それらの文書を含めて対象となる行政文書を特定した上で、改めて開示決定等をすべきものと判断する。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 12 . 17	・ 諮問を受けた。
15 . 12 . 25	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 2 . 19	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16 . 2 . 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 3 . 31	・ 異議申立人からの意見書を收受した。
16 . 4 . 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
17 . 7 . 27 (平成 17 年度第 2 部会第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 8 . 30 (平成 17 年度第 2 部会第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 9 . 27 (平成 17 年度第 2 部会第 3 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
17 . 10 . 24 (平成 17 年度第 2 部会第 4 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
17 . 11 . 30 (平成 17 年度第 2 部会第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
17 . 12 . 20 (平成 17 年度第 2 部会第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 1 . 31 (平成 17 年度第 2 部会第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 2 . 28 (平成 17 年度第 2 部会第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 3 . 27 (平成 17 年度第 2 部会第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
岡 原 武	広島テレビ放送株式会社制作局長
野 曾 原 悦 子	弁 護 士
水 鳥 能 伸	大阪府立大学経済学部教授